

介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援事業に係る注意事項

1. 事業の目的

介護事業所の業務効率化のための介護テクノロジー等導入の際にあわせて当該事業を行うことで、介護事業所の業務効率化のための課題解決につなげ、その取組を継続させることを目的とする。

2. 介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援とは（例示）

第三者による改善支援

①業務改善を支援する事業者（※）が介護事業所において行う、事前評価（課題抽出）、業務改善に係る助言・指導、事後評価（導入後の定着支援も含む。）等の支援（業務改善コンサルティング等）

※生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する者であること。
生産性向上ガイドライン（厚労省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

介護現場における生産性向上の取組に関する相談・研修

②介護事業所が、介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修（京都府等が主催する研修（※）を含む。）

※京都府等が主催する研修

- ・きょうと福祉人材育成認証制度 生産性向上に係る業務改善セミナー（3日間のうちいずれか）
https://kyoto294.net/welfare/sien-seminar/#q_3
- ・「介護ロボット地域フォーラム in 京都」の「介護ロボット・ICTに関するセミナー」
<https://carerobot.kanafuku.jp/action/20241121.html>
- ・厚生労働省主催のセミナー（オンデマンド配信含む。）
 - ・生産性向上の取組の普及・拡大に向けた介護事業所向けセミナー（ビギナーセミナー）
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_forum.html
 - ・生産性向上の取組の定着セミナー（フォローアップセミナー）
- ・日本介護福祉士会主催のデジタル・テクノロジー基本研修
- ・職能団体が主催する介護現場の生産性向上に係るセミナーや研修 等

③介護事業所で行う生産性向上の取組等に関する相談対応の支援

3. 補助対象事業

介護事業所が介護テクノロジーの導入とあわせて2の①、②または③を受けるもの

【ポイント】以下のものは補助対象外です！！

- ・事業の実施の際に支払う消費税及び地方消費税
- ・2の①、②または③を受ける際の介護職員の交通費（事業所への講師の派遣や専門家が介護事業所へ通う際の交通費は対象）

4. その他

- (1) 介護ロボット等導入事業、ICT 機器等導入事業または介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業を実施する場合、当該事業の実施は必須のため、2の①、②または③のいずれかを受けてください。
有償、無償は問いません。
- (2) 本補助金において介護テクノロジーを導入する介護事業所は、京都府への業務改善計画書及び導入効果報告とは別に、厚生労働省老健局高齢者支援課あて、導入製品の内容や導入効果等を報告（導入後、別途案内。）してください。